

関係各県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

応急仮設住宅における早急な消火体制の確立等について

応急仮設住宅における防火対策等については、「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について」(平成 23 年 10 月 31 日付け消防庁消防・救急課、予防課事務連絡)により情報提供を行い、その適切な実施に努めていただくようお願いしているところですが、冬期の火災に備えて貴県内の災害救助担当部局と連携のう え、下記事項に留意するとともに、早急に火災発生時の対策を確立していただくようお願いいたします。

貴職におかれては、貴県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防水利の確保及び点検

- (1) 「消防水利の基準」(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)に基づき、防火水槽等の消防水利を確保すること。また、消防水利の確保が困難な場合においては、応急仮設住宅の受水槽の活用等、早急に消防水利の基準に準じた水利を確保すること。
- (2) 消防水利(消防水利の基準に準じた水利を含む。)の定期的な点検を実施し、水量等の状況を確認すること。

2 消火体制の早急な確立

- (1) 応急仮設住宅の位置、構造等をはじめ、周辺の地理・水利状況を直ちに確認し、現地状況の把握を行うこと。
- (2) 水槽付消防ポンプ自動車の活用や消防団との連携強化など、それぞれの応急仮設住宅における消火体制を直ちに定め、不測の事態の発生にも対応できるよう万全の対策を確立すること。

【事務担当】

消防庁消防・救急課  
警防係 大森係長、井口事務官  
TEL 03-5253-7522  
FAX 03-5253-7532  
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp